

第 8 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 26 日 (月) 13 時 30 分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館 3 階 会議室 2

3. 出席委員 12 人

会長 1 番 内海 武博

会長職務代理者 2 番 作田 博 3 番 折元 文則

4 番 日南田貴美 5 番 宮丸 和也 6 番 安井 弘之

9 番 島津 健治 10 番 上野 悟 11 番 桜井 陽子

12 番 得納 逸二 13 番 立石 浩一 14 番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 7 番 鈴木 義昭 8 番 石井 裕士

5. 議事録署名委員の指名 3 番 折元 文則 4 番 日南田貴美

6. 議事日程

第 1 付議事項

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件 3 筆)

議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地
利用集積計画について (利用権設定)

議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事
業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用
集積計画について (一括方式)

第 2 報告事項

(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(2) 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について (3 件 3 筆)

(4) 農地台帳への登録について (3 件 5 筆)

(5) 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について

(6) 農業相談について

第 3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容 (議長 1 番 内海 武博)

(開会 13 時 30 分)

事務局 はい、定刻となりましたので総会を開会いたします。注意事項といたしまし
て、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、
総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会
長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第 8 回総会を開会いたします。現在の在任委員は 14 人、本日の出

席委員は 12 人です。欠席の報告が 7 番鈴木委員さん、8 番石井委員さんからありました。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の議事録署名者は、3 番折元文則委員さん・4 番日南田貴美委員さんをお願いいたします。

（報告事項）

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項（１）「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項（１）「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 3 件

（付議事項）

議長 次に、付議事項に入ります。推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べていただき、議長より指名を受けておこなってください。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願いします。

（議案第 36 号）

議長 それでは、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」（2 件 3 筆）を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 （推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の内容）

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
 （所有権移転）		田 2 筆 357 m ²	自己住宅 （始末書添付）	勝見 黒木啓 藤高	第 3 種農地 農振地域外
 （使用貸借権設定）		田 1 筆 429 m ²	自己住宅	梅田 鍛冶谷 眞野	第 1 種農地 農用地区域除外 令和 6 年 7 月 31 日 法第 12 条公告日

事務局からは以上です。

事務局 （議案集により 1 件目について朗読説明。）

議長 はい、1 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、8 月 18 日 17 時より、勝見委員、それから藤高委員と現地の確認を行っております。当該農地についての懸念等はありませんでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました

した。

(推進委員退室)

議長

次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

(議案集により2件目について朗読説明。)こちらの農地につきましては、
■■■■■を分筆を行いまして、新たに■■■■■番地が発生しております。議
案集の14ページをご覧ください。地図等におきまして、分筆の形が少し変に
なっておりますが、これにつきましては、左側方向からの、農地への進入路を
確保する必要がございましたので、こういう形の農地の分筆という形になって
おります。こちらの案件につきましては、広島県農業会議への意見聴取案件と
なっております。

議長

はい、2件目について梅田委員さんより報告をお願いします。

梅田委員

はい、今回の農地の事なんですが、8月18日の13時に、僕を含め3名
で現地調査いたしました。申請書通りですね、書面については、被害防除措
置計画書に基づいて確認しております。盛り土もされるようになっておりま
すし、擁壁の方も設けると、周辺の農地に影響はない様な形になっておりま
す。用水に関しては公共の上下水ですね、雨水に関しては水路の方という
形になっております。合併浄化槽という形で聞いております。報告は以上で
す。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんか
らの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長

それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成
の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また、
2件目につきましては、広島県農業会議へ、意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第37号)

議長

続きまして、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められて
おります。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課

失礼いたします。産業振興課の年宗です。それでは、別冊議案第37号「農
用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」ご説明いたします。2ペー
ジをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別に
ついて農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明。)

世羅地区 3筆 3,047㎡ 合 計 3筆 3,047㎡

この農地につきましては、農地中間管理機構による、遊休農地解消緊急対策事

業の対象農地となっております。中間管理機構による除草作業の完了後、借り受け者に転貸されることとなっております。以上です。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 38 号）

議長 続きまして、議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 はい。別冊議案第 38 号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」農地中間管理機構を通した契約の集約になります。2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画（一括方式）の集計を概略説明。）

甲山地区 2 筆 1,856 ㎡ 世羅地区 4 筆 10,312 ㎡

世羅西地区 2 筆 1,460 ㎡ 合 計 8 筆 13,628 ㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長よろしくをお願いします。

（議長交代 3 番 折元 文則）

（13 時 56 分）

（報告事項）

議長 それでは、報告事項（1）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（2）「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（2）「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」 4 件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（3）「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（3）「非農地証明申請について」 3 件 3 筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（４）「農地台帳への登録について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（４）「農地台帳への登録について」 ３件５筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（５）「農地法第５条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（５）「農地法第５条の規定による許可条件の履行延期について」 １件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（６）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（６）「農業相談について」 ２件

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長 はい、それでは、連絡事項（１）「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項（１）「今後の日程」 連絡

議長 ほかに何かございますでしょうか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第８回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

（閉会 14 時 15 分）

